



資料3

医療的ケア児等コーディネーター配置・運用方法（案）について

# 1-1 背景

## 医療的ケア児について

厚生労働省資料

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児は約2.0万人(推計) [平成30年厚生労働科学研究田村班報告]



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要(例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1: 重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。[岡田 2012推計値]

医療的ケア児の推計値 (0~19歳)



(厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の協力のもと障害児・発達障害者支援室で作成)



\* 画像転用禁止

児童福祉法の改正 (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

# 1-2 背景

都道府県別の医療的ケア児数(推計値)及び、総人口並びに20歳未満人口1万人あたりの値  
(平成28年10月1日現在、総務省人口推計を使用)

番号	都道府県	人口 (千人)	20歳未満 人口(千人)	医療的ケア児		
				推計値	1万人あたり 20歳未満1万人	
0	全国	126,933	21,820	17,058	1.344	7.818
1	北海道	5,352	837	615	1.148	7.343
2	青森県	1,293	207	101	0.783	4.891
3	岩手県	1,268	207	130	1.022	6.260
4	宮城県	2,330	399	374	1.604	9.365
5	秋田県	1,010	147	97	0.962	6.610
6	山形県	1,113	184	105	0.946	5.725
7	福島県	1,901	319	199	1.049	6.249
8	茨城県	2,905	504	402	1.382	7.968
9	栃木県	1,966	343	275	1.400	8.022
10	群馬県	1,967	344	265	1.348	7.706
11	埼玉県	7,289	1,257	664	0.911	5.280
12	千葉県	6,236	1,053	758	1.215	7.195
13	東京都	13,624	2,093	2,140	1.571	10.225
14	神奈川県	9,145	1,564	1,094	1.196	6.992
15	新潟県	2,286	379	262	1.145	6.906
16	富山県	1,061	177	115	1.087	6.516
17	石川県	1,151	204	148	1.283	7.239
18	福井県	782	143	100	1.278	6.987
19	山梨県	830	144	90	1.082	6.238
20	長野県	2,088	367	311	1.490	8.476
21	岐阜県	2,022	367	263	1.301	7.166
22	静岡県	3,688	647	559	1.516	8.639
23	愛知県	7,507	1,398	1,044	1.391	7.468
24	三重県	1,808	321	171	0.943	5.312
25	滋賀県	1,413	276	270	1.911	9.783
26	京都府	2,605	439	295	1.131	6.712
27	大阪府	8,833	1,514	1,380	1.562	9.115
28	兵庫県	5,520	975	809	1.465	8.294
29	奈良県	1,356	237	166	1.227	7.018
30	和歌山県	954	162	108	1.130	6.656
31	鳥取県	570	100	124	2.180	12.425
32	島根県	690	119	73	1.063	6.162
33	岡山県	1,915	343	345	1.799	10.044
34	広島県	2,837	509	422	1.487	8.287
35	山口県	1,394	233	131	0.943	5.640
36	徳島県	750	121	67	0.889	5.510
37	香川県	972	169	99	1.014	5.833
38	愛媛県	1,375	232	193	1.406	8.333
39	高知県	721	115	79	1.097	6.877
40	福岡県	5,104	926	796	1.560	8.598
41	佐賀県	828	157	99	1.200	6.327
42	長崎県	1,367	242	169	1.233	6.966
43	熊本県	1,774	325	264	1.487	8.115
44	大分県	1,160	199	142	1.221	7.119
45	宮崎県	1,096	201	185	1.684	9.183
46	鹿児島県	1,637	297	244	1.492	8.224
47	沖縄県	1,439	331	320	2.222	9.660

※1 平成29年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」報告書より抜粋

※2 医療機関所在地からの集計結果のため、患者の住所地とは異なる場合もあることに留意

# 1-3 背景

## 医療的ケア児等コーディネーターの配置について



### 医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について (平成28年6月3日 医政発0603第3号 雇児発0603第4号 障発0603第2号 府子本第377号 28文科初第372号)

#### 関係機関等の連携に向けた施策

一人一人の医療的ケア児のためには、福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有した者により、その暮らしの設計を手助けできる調整者が必要である。そのため、地方公共団体等において重症心身障害児者等及び医療的ケア児の支援をコーディネートする者の育成を進めていくことを願います。

### 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成29年厚生労働省告示第116号)

#### 障害児福祉計画

#### 医療的ケア児に対する支援体制の充実

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。

#### 【活動指標】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

# 1-4 背景

## 医療的ケア児等コーディネーターの配置について

### ■ 医療的ケア児等コーディネーターの配置状況（令和元年8月1日時点）

【調査方法】

厚生労働省障害福祉部障害福祉課から各都道府県の障害福祉部門に調査票を配布。都道府県の障害福祉部門から市区町村へ調査を依頼し、各都道府県障害福祉部門で取りまとめて厚労省に報告。（令和元年8月1日時点）

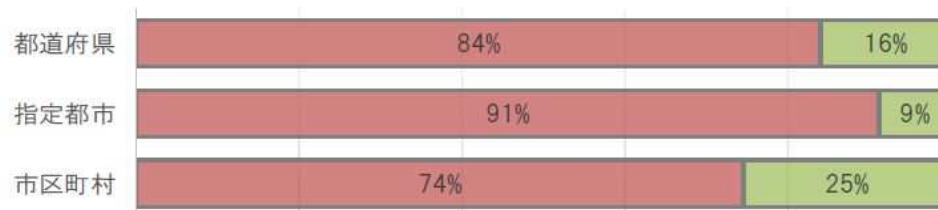
	コーディネーターを配置している自治体数 <sup>注1)</sup>			コーディネーターの配置人数 <sup>注1)</sup>		
	総数	全自治体数	配置割合	総数	1自治体あたり配置人数<平均値>	1自治体あたり配置人数<中央値>
都道府県	12 <sup>注2)</sup>	47	26%	156	3.3	2.5
指定都市	11	20	55%	68	6.2	2.0
市区町村	369 <sup>注3)</sup>	1,741	21%	783	2.1	1.0

<参考>

注1) 令和元年度中に配置予定を含む 注2) 2県は圏域ごとに配置 注3) 圏域での設置を含む

	圏域で配置	市区町村単独で設置
市区町村数	14	355

### ■ 配置された医療的ケア児等コーディネーターの研修受講状況（令和元年8月1日時点）



■ 研修受講あり ■ 研修受講なし

# 1-5 背景

## 第6期 障害福祉計画に係る基本方針について（抜粋）

【最終改正 令和二年厚生労働省告示第二百十三号】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、**令和5年度末**までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、**医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。**

なお、**市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。**

### 【コーディネーターの役割について】

- ・新生児集中治療室に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた**退院支援**
- ・医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた**発達支援、家族支援**を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」の支援に当たって、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた**個別支援**
- ・地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した**社会資源の開発・改善**を行う等の役割が求められる。

このため、コーディネーターについては、医療的ケア児に関する**コーディネーターを養成する研修を修了**するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい。

## 2 医療的ケア児等とその家族を取り巻く課題

### 課題

- ・医療的ケア児等とその家族が抱える課題は、多分野で、必要なサービスや支援も多岐にわたっており、また制度に当てはまらない児もおり、サービスや支援を十分に利用できていない
- ・地域の支援者は、すべての分野に精通しているわけではないため、どのように支援してよいのかわからないことがある etc.

理由として・・・

- ・小児在宅医療の領域では、成人領域と異なり、各種サービスや支援を総合的に調整するケアマネジャーに相当する職が存在しない
- ・制度が実態に追いついていない
- ・地域のすべての支援者が、医療的ケアに精通しているわけではなく、地域の支援者が支援に関する相談をどこにしたらよいかかわからない etc.



多分野にわたる課題を解決するため、保健・医療・福祉・教育等をはじめとした多岐にわたる、必要なサービスや支援を総合的に調整するとともに、支援者の支援をする担い手が求められている

### 3 医療的ケア児等コーディネーターとは

そこで・・・

## 「医療的ケア児等コーディネーターを配置」

医療的ケア児等コーディネーター配置の目的は・・・

「**多職種と連携しながら**、保健・医療・福祉・教育等の必要なサービスや支援を**総合的に調整**するとともに、**支援者の支援**を行い、切れ目のない支援提供体制を構築する」



# 4 コーディネーターの主な役割・業務について (事務局案)

## 検討課題①

## 4-1 コーディネーターの主な役割について

医療的ケア児等コーディネーターの役割は主に・・・

☞ 各種の相談に対応し、その相談内容から、

**「適切な各分野のサービス・支援に繋ぐとともに、必要に応じて助言を行う」**

☞ 医療的ケア児等とその家族に対して、総合的かつ継続的に支援を提供するため、

ケース毎に**「多職種連携ができるチーム」**の形成を促し、地域づくりに向けた課題の抽出・共有等を行う

☞ さらに、支援ニーズをリアルタイムで把握するため**「モニタリング」**を実施し、切れ目ない支援の提供を目指す

## 4-2 主な業務について

コーディネーターの業務は主に・・・

### 1 スクリーニング

- ・医療的ケア児等とその家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、必要な助言を行う

### 2 地域づくりに向けた個別課題の抽出・共有及びモニタリング

- ・児とその家族の状態像や課題等を多職種の支援者間で抽出・共有する
- ・また、多職種の支援者間の連携、支援に係る課題等について、情報・意見交換する
- ・さらに、支援者と情報を共有し、医療的ケア児等の支援状況や課題をリアルタイムで把握する

### 3 行政との連携

- ・各市町村・各圏域に設置されている医療的ケア児等の支援に関する「協議の場」や「児とその家族との交流会」等を通じ、把握した医療的ケア児等の課題を関係機関と共有する

## 4-3 支援者等の役割について(参考)

### 医療的ケア児等支援者養成研修修了者※を含む支援者

※ 医療的ケア児等支援者養成研修修了者を含む相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の支援者

医療的ケア児等とその家族が抱える課題解決に向け、日常生活で必要とする医療的ケアの状況を踏まえ、**医療的ケア児等コーディネーターと連携し、支援**を行う

#### 👉 サービスの提供

- ・医療的ケア児等とその家族のニーズに対する専門的なサービス・支援を行う  
(障害福祉サービスや診療報酬等の報酬が算定可能なものを想定)

#### 👉 医療的ケア児等コーディネーターと各分野の支援者との連携

- ・医療的ケア児等コーディネーターと各分野の支援者へ情報提供・意見交換し、支援者間との連携強化を支援する

#### 【参考】

令和元年度までに「神奈川県医療的ケア児等支援者養成研修（以下、「支援養成研修」という）」を修了している者については、「要医療児者支援体制加算」の算定要件となる対象研修を修了したものとみなされる。

※ 令和2年度の支援者養成研修修了者について、算定要件となる対象研修を修了したとみなされない。

## 4-4 支援者等の役割について(参考)

### スーパーバイザーチーム ※将来的な構想として

#### 医療的ケア児等コーディネーター・支援者・関係職種・行政からなる多職種チーム

- 県が設置主体と想定
- 多職種連携、各地域を越えた調整、コーディネート状況の共有等、円滑な運営体制構築を目的とする
- 医療的ケア児等コーディネーター及び各支援者をフォローアップ、スーパーバイズする役割を持つ
- 各市町村・各圏域から代表を選出するイメージ
  - ☞ 各地域のコーディネート状況、好事例の共有
  - ☞ 多職種連携の在り方の検討
  - ☞ 各地域を越えた連携体制構築のための検討
  - ☞ 地域資源の創出のための協議 など

※ スーパーバイザーチームの設置・運営については、今後、引き続き検討を進める

## 4-5 コーディネーターの主な役割・業務について

### 事務局として想定する論点

横須賀・三浦地域において・・・

- ➡ 想定される業務内容は、実施可能かどうか
- ➡ 想定される業務内容の負担感はどうか
- ➡ 担っていただきたい役割・業務（コーディネーターに期待すること）は他にあるか

など

# 5 コーディネーターの配置・運用方法について (事務局案)

## 検討課題②

## 5 - 1 コーディネーターの配置・運用方法について

### 1 設置・運営主体

- 👉 **横須賀・三浦圏域** ※試行運転中（R4）は、県が主体となる  
**（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）**
- 👉 **医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員、保健師、訪問看護師をはじめとした専門職を「医療的ケア児等コーディネーター」として配置する**

「上記研修修了者を中心とした各支援者 = 医療的ケア児等コーディネーター」ということも想定」

#### 【参考】

**地域の実情を踏まえ、圏域ごとに議論し、主体を選定することを想定**

**※県は、各市町村の配置状況を把握し、その圏域の配置のバランス等を考慮しながら、配置のサポートを行う。**



## 5-2 コーディネーターの配置・運用方法について

### 2 配置・運用方法

#### ☞ 事業所・法人等（以下、「事業所等」という）へ委託

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が所属する事業所等への委託を想定。
- ・また、対象地域全域、より多くの分野に対応できるよう、必要に応じて、再委託等も可能としたい。
- ・事業費の負担については、今後検討が必要

### 3 財源

#### ☞ 国庫補助（厚生労働省 医療的ケア児等総合支援事業）

- ・基準額 約5,000千円、補助率1/2 ※令和3年度ベース（令和2年度と同額）

#### ○メニュー

- ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
- ・医療的ケア児等コーディネーター間や相談支援専門員との情報交換や症例検討の場の設置 .etc

# (参考) 横須賀・三浦地域における医療的ケア児等の推計値

## 実数調査及び生活実態調査

### (1) 実施概要

- こども医療センターの医療機関ネットワークを活用し、県内の研修指定医療機関38箇所へ調査票を配布し、調査を実施。  
※調査対象は配付38機関+こども医療センターの計39機関

### (2) 内容

- 対象: 外来で在宅療養指導管理料を算定している18歳以下の患者
- 質問項目: 居住市、年齢、性別、医療ケアの種類 等

### (3) 結果 総数 1,088名(回答施設数:31施設)(H27.12時点)

#### <市町村別対象患者数>

横浜市	515	伊勢原市	8
川崎市	99	座間市	8
相模原市	74	寒川町	8
藤沢市	68	豆子市	7
横須賀市	58	中郡	5
平塚市	40	葉山町	4
茅ヶ崎市	39	三浦市	4
大和市	25	足柄上郡	3
鎌倉市	21	愛甲郡	2
小田原市	19	箱根町	1
厚木市	15	南足柄市	1
海老名市	13	湯河原町	1
綾瀬市	10	県外	31
秦野市	9		

※ 県外内訳

町田市17、それ以外の東京都8、埼玉県3、千葉県2、秋田県1(県内1057例)

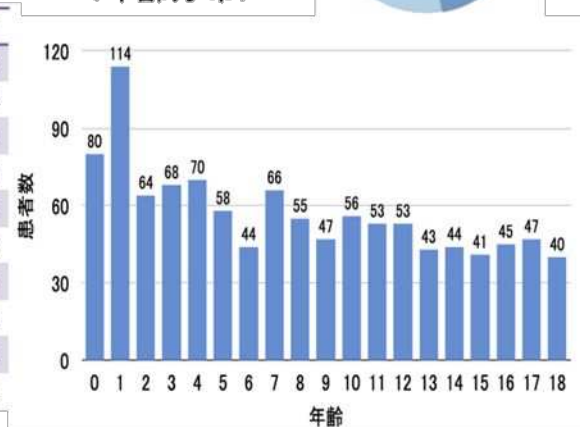
#### <医療的ケア別患者数>

医療的ケア	延べ患者数
気管切開	205
人工呼吸 (TPPV)	78
人工呼吸 (NPPV)	35
酸素	408
胃瘻	305
腸瘻	9
人工肛門	5
自己導尿	180
腹膜透析	5
高カロリー輸液	11

#### <疾患区分>



#### <年齢分布>



⇒ 横須賀・三浦地域の医療的ケア児等推計：94名 (H27.12月時点)

## 5-3 コーディネーターの配置・運用方法について

### 事務局として想定する論点

横須賀・三浦地域において・・・

- ➡ 運用方法として委託は適切かどうか
- ➡ 役割・業務内容から配置・運用の予算規模感は
- ➡ コーディネーターとして何人配置すればよいか
- ➡ 各市町の事業費はどのように負担配分するか

など

## 6 想定される行政の役割

### 県

#### ☞ 広報

- ・コーディネーター配置・運用にかかる広報
- ・配置運用に目途が立ったら、コーディネーターの存在・役割について広報を行う（主に病院へ）

#### ☞ コーディネーターの配置・運用の検討

- ・各市町村の配置状況を確認し、その圏域の配置のバランス等を考慮しながら、配置のサポートを行う。

#### ☞ スーパーバイザーチームの設置・運営（将来的な構想として）

- ・各地域の医療的ケア児等コーディネーター・支援者・関係職種・行政から構成される、コーディネーター及び支援者をフォローアップ、スーパーバイズするためのチーム（会議体）の運営
- ・多職種連携、各地域を越えた調整、コーディネート状況の共有等、円滑な運営体制構築を目的とする

### 市町村

#### ☞ コーディネーターの配置・運用（※圏域毎又は市町村単独で配置・運用を想定）

- ・医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、各地域の支援者が連携し、切れ目ない支援体制を構築するためコーディネーターを配置・運用する

#### ☞ コーディネーターとの連携

- ・コーディネーターを医療的ケア児等の支援に関する「協議の場」等に参加してもらい、コーディネート状況や運用上の課題等を情報共有・意見交換を行い、円滑な運用を目指す

# 7 体制図 (参考)

参考パターン  
イメージ図

